

# 美郷町での「くらしごと」 応援します!!

MISATO KURASHIGOTO

町では商工観光交流課内に「美郷暮らしサポートセンター」を設置し、住まいや仕事、子育てなど暮らしに関する相談やサポートの体制を整えています。ここでは、そういった要望にお応えするため、町が行っている暮らしや仕事をサポートするための事業についてご紹介します。



## 美郷暮らし促進奨励金

令和5年中に住宅整備(新築・購入・増改築・リフォーム)を行った方が対象となります。

### ■対象家屋

令和6年度に新たに課税される家屋または令和5年1月から12月の間にリフォーム工事をを行い、工事が完了した家屋

### ■申請方法

5月中旬に固定資産税の納税通知が届いた後、美郷暮らし促進奨励金交付申請書に必要書類を添えて、**7月31日**までに町商工観光交流課へ提出してください。

交付要件

次の要件を満たすこと

- (1)美郷町に定住(5年以上)することを目的に300万円以上の住宅整備(新築・購入・増改築・リフォーム)を行い、取得後6カ月以内に世帯員全員が美郷町に定住すること
- (2)町税および使用料などを滞納していないこと
- (3)申請者は次のいずれかに該当すること
  - ①工事の契約者かつ物件の所有者であること
  - ②リフォーム工事の場合は、工事の契約者であること

### ■奨励金額(基本額)

申請者が満たす要件に従い、下記のとおり交付します。

申請者の要件	奨励金の交付額
①40歳未満または18歳以下(高校生相当)の子どもを扶養している方	住宅の固定資産税相当額の3倍の額
②①の要件に該当しない方	住宅の固定資産税相当額

### ■奨励金額(加算額)

申請者が満たす要件に従い、交付額に下記の加算額を加算します。

加算要件	申請者の要件および加算額	
	①40歳未満または18歳以下(高校生相当)の子どもを扶養している方	②①の要件に該当しない方
町内事業者が施工した場合	10万円	5万円
移住世帯(10年以上町外在住)に該当する場合	20万円	10万円
18歳以下の子どもが同居する場合	子ども1人につき10万円	対象外
三世帯同居(孫世代が18歳以下)に該当する場合	10万円	5万円
空き家バンク登録物件を取得した場合	10万円	5万円

## 【フラット35】 地域連携型に ついて

【フラット35】地域連携型とは、地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。翌年度以降の美郷暮らし促進奨励金の対象となり得る方は、制度の対象となる可能性がありますので、【フラット35】を活用予定の方はご相談ください。詳しくは住宅金融支援機構ホームページ内の【フラット35】地域連携型に関するページと町ホームページをご覧ください。

## 結婚新生活支援事業助成金

婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新規に婚姻した世帯に対し、住宅の取得費用、住宅のリフォーム費用、住宅の賃借費用、引っ越し費用の一部を支援します。

### ■対象費用

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に結婚を機に取得した住宅の購入費用、住宅のリフォーム費用、賃借した住宅に係る賃料、引っ越しに要する費用

### ■助成金額

新婚世帯が現に負担した住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用を合わせた額(上限額30万円。夫婦ともに婚姻時の満年齢が29歳以下であった場合は上限額60万円)

※勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となります。

### 対象世帯

令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、かつ婚姻日における満年齢が夫婦とも39歳以下で次の要件をすべて満たす世帯

- ①夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること
- ②婚姻日における最新の所得証明書から確認できる夫婦所得を合算した金額が500万円未満であること
- ③助成金の交付後、町に5年以上継続して住民登録し、かつ生活の本拠を町に置くこと
- ④夫婦ともに町税および使用料などを滞納していないこと

### ■その他

詳細は、町商工観光交流課までお問い合わせください。

## 中小企業新分野進出応援事業補助金

町内企業の新たな分野に進出しての事業展開を促進するため、設備等導入費用の一部を補助します。

### ■補助対象者

町内において1年以上の事業実績があり、すでに行っている事業を継続しながら、日本標準産業分類の大分類(製造業は小分類)を越えて新分野に進出する企業

### ■補助対象経費

新分野の事業活動に要する機器購入、設備等導入経費で、その額が60万円以上であること(汎用性の高いものに係る経費は対象外)

### ■補助金額

対象経費の3分の1以内(上限額180万円。町内事業者から導入の場合は200万円)

### ■申請期限

- 第1回締切: 5月10日(金)  
第2回締切: 8月2日(金)  
第3回締切: 11月1日(金)

### ■申請方法

補助金の申請方法については、町商工観光交流課までお問い合わせください。

### 交付要件

- 次の要件をすべて満たすこと
- ①進出する事業が補助対象外の業種に該当しないこと  
※詳細は町商工観光交流課までお問い合わせください。
  - ②町税および使用料などを滞納していないこと

## 資格取得サポート事業

求職者の就業機会の拡大を図るため、就職に役立つ資格を取得した方に対し、研修等の受講料等を補助金として交付します。

### 補助対象者

- 次の要件をすべて満たす方
- ①美郷町に居住する60歳未満の方で、個人が負担する受講料等の支払いを行った方
  - ②研修開始時に就職を希望している方で、公共職業安定所での求職活動を行っている方
  - ③町税および使用料などを滞納していない方

### ■助成金額

受講料等の半額(上限額5万円)  
※ただし、同一年度内に1人につき1件。

### ■申請方法

資格取得後、速やかに次の書類を町商工観光交流課へ提出してください。

- ・美郷町資格取得サポート事業費交付申請書
- ・受講内容と金額が確認できる書類の写し
- ・取得資格証、ハローワーク受付票

## 美郷町起業者総合支援事業補助金

町内における起業を促進し、町内産業の振興および定住促進に寄与することを目的に、町内で起業する事業者を支援します。

### ■補助対象経費

事務所等の新築、増改築および設備の取得等に要する経費であって、対象経費の総額が100万円以上であること  
※設備等の取得は対象経費の2分の1以下であること。

### ■補助金額

対象経費の2分の1以内(上限額180万円。町内事業者による施工の場合は200万円)

### ■申請期限

- 第1回締切: 5月10日(金)  
第2回締切: 8月2日(金)  
第3回締切: 11月1日(金)

### ■申請方法

補助金の申請方法については、町商工観光交流課までお問い合わせください。

申・問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909